



平成 22 年 1 月 8 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 大 京  
代 表 者 名 : 代 表 執 行 役 社 長 田 代 正 明  
コ ー ド 番 号 : 8840 東 証 第 1 部  
問 い 合 わ せ 先 : 執 行 役 落 合 英 治  
TEL : 03-3475-3802

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 1 月 8 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 新株式発行の目的

当社グループは現在、市場環境の変化に柔軟に対応できるビジネスモデルとして、マンション分譲事業を中心としたフロー事業と、不動産管理事業・請負工事業を中心とした安定的な収益が見込めるストック事業の双方を柱とする「フローとストックの両輪経営」を早期に実現させることで、中長期的に着実に成長できる事業体制の確立を目指しております。

ストック事業の収益規模は M&A 等の効果もあり順調に拡大しつつありますが、フロー事業の中心であるマンション分譲事業においては一昨年来の不動産市況の急激な悪化による影響を受けました。その後、販売在庫の圧縮に加え、事業の合理化、生産性向上等により収益改善を図ってまいりましたが、マンション分譲事業における収益力の一層の回復を早期に実現することが、今後の成長に不可欠であると認識しております。

現在の分譲マンション市況には価格調整等による販売在庫の減少や諸政策の実施等により底打ち感が見え始めており、また、土地、建築費について価格水準が下落傾向にあることから、当社グループとしては適正な事業収益を確保しうる状況にあると判断しており、この状況を好機と捉えてマンション用地の取得を進めております。今回の調達資金の一部を優良なマンション用地の機動的な取得資金として活用することで、積極的な事業展開を図り、マンション分譲事業の早期収益回復に繋げてまいります。

併せて、調達資金の一部を社債償還資金の一部に充当することで、今後の市場環境の変化にも対応しうる財務基盤の強化に繋げ、さらなる企業価値向上に努めてまいります。

#### ・ 募集等の概要

##### 1. 公募による新株式発行

###### (1) 募集株式の種類及び数

下記①乃至③の合計による当社普通株式 92,900,000 株

① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受の対象株式として当社普通株式 47,900,000 株

② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受の対象株式として当社普通株式 39,200,000 株

ご 注 意 : この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

③下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 5,800,000 株

- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 22 年 1 月 18 日(月)から平成 22 年 1 月 20 日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集とする。
- ①国内一般募集  
国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、三菱UFJ証券株式会社及びオリックス証券株式会社(以下「国内引受会社」という。)に国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。
- ②海外募集  
海外における募集(以下「海外募集」という。)は欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)における募集とし、Mitsubishi UFJ Securities International plc(以下「海外引受会社」といい、国内引受会社と併せて「引受人」という。)に海外募集分の全株式を総額買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して前記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- なお、前記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 47,900,000 株及び海外募集 45,000,000 株(前記(1)②に記載の買取引受けの対象株式 39,200,000 株及び前記(1)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 5,800,000 株)を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- また、前記①及び②に記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- 国内一般募集、海外募集及び後記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのグローバル・コーディネーターは三菱UFJ証券株式会社とする。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金と

ご 注 意 : この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- する。
- (6) 申込期間（国内） 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成22年1月25日(月)から平成22年1月27日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長 田代正明に一任する。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 7,100,000株  
なお、売出株式数は上限を示したものであり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 三菱UFJ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、公募による新株式発行における発行価格(募集価格)と同一とする。）
- (4) 売出方法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、三菱UFJ証券株式会社が当社株主から7,100,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申込期間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長 田代正明に一任する。
- (9) 本オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

## 3. 第三者割当による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 7,100,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

増加する資本金の額を減じた額とする。

- (4) 割 当 先 三菱UFJ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成22年2月8日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成22年2月9日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 上記（5）に記載の申込期間（申込期日）内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長 田代正明に一任する。
- (10) 本第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

#### <ご参考> オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2.当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の主幹事会社である三菱UFJ証券株式会社が当社株主から7,100,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、7,100,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJ証券株式会社に取得させるために、当社は平成22年1月8日(金)開催の取締役会において、三菱UFJ証券株式会社が割当先とする当社普通株式7,100,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成22年2月9日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成22年2月3日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記の他、安定操作取引によって取得した株式の全部又は一部を、海外募集における株式の決済の一部に充当するため、海外引受会社に譲渡する可能性があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。従いまして三菱UFJ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

・ 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1)	現在の発行済株式総数 (平成21年12月31日現在)	普通株式	345,387,738株	
		第1種優先株式	10,000,000株	
		第2種優先株式	11,250,000株	
		第4種優先株式	18,750,000株	
		第7種優先株式	25,000,000株	
		第8種優先株式	23,598,144株	
		合計	433,985,882株	
(2)	公募増資による増加株式数	普通株式	92,900,000株	(注)1.
(3)	公募増資後の発行済株式総数	普通株式	438,287,738株	(注)1.
		第1種優先株式	10,000,000株	
		第2種優先株式	11,250,000株	
		第4種優先株式	18,750,000株	
		第7種優先株式	25,000,000株	
		第8種優先株式	23,598,144株	
		合計	526,885,882株	(注)1.
(4)	第三者割当増資による増加株式数	普通株式	7,100,000株	(注)2.
(5)	第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	445,387,738株	(注)2.
		第1種優先株式	10,000,000株	
		第2種優先株式	11,250,000株	
		第4種優先株式	18,750,000株	
		第7種優先株式	25,000,000株	
		第8種優先株式	23,598,144株	
		合計	533,985,882株	(注)2.

- (注) 1. 海外引受会社が前記「 . 募集等の概要 1. 公募による新株式発行」(1)に記載の権利全部を行使した場合の数字です。
2. 前記「 . 募集等の概要 3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。
3. 今回の公募増資及び第三者割当増資により、当社普通株式は最大で100,000,000株増加することになりますが、これは平成21年12月31日現在の当社の発行済普通株式数(自己株式を除く)の29.2%に相当します。
4. 発行済普通株式総数は、後記「 . その他 (2) 潜在株式による希薄化情報」に記載のとおり、新株予約権及び優先株式に係る取得請求権の行使により増加する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## ・ 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

国内一般募集の手取概算額 8,262,499,000 円、海外募集の手取概算額上限 7,729,450,000 円、及び本件第三者割当増資の手取概算額上限 1,225,051,000 円を合わせた手取概算額合計上限 17,217,000,000 円について、10,000,000,000 円をマンション事業用地仕入資金及び建築資金に、残額を社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

今回の新株式発行は、当社グループのマンション事業における中長期的な業績の向上ならびに財務基盤の強化に資するものと考えております。

## ・ 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

株主に対する利益還元は、持続的な企業価値の向上と株主価値の増大を通して実施していくという基本方針のもと、財務基盤の強化に向けて内部留保の充実、および中長期的に安定した配当を行ってまいります。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、期末配当の年 1 回を基本的な方針としており、業績および財務基盤、経済情勢等を総合的に勘案し、取締役会において決定いたします。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の安定性及びグループの事業収益拡大のための投資に備えるものとして将来の利益確保及び企業価値の向上に寄与すると考えております。

### (4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益 又は当期純損失 (△)	74.33 円	46.84 円	164.87 円
1 株当たり年間配当金 (内、1 株当たり中間配当金)			
普通株式	3.00 円 (－ 円)	5.00 円 (－ 円)	
第 1 種優先株式	8.00 円 (－ 円)	10.152 円 (－ 円)	
第 2 種優先株式	8.00 円 (－ 円)	10.152 円 (－ 円)	
第 4 種優先株式	8.00 円 (－ 円)	8.00 円 (－ 円)	
実績連結配当性向	4.0%	10.7%	
自己資本連結当期純利益率	27.7%	16.3%	64.4%
連結純資産配当率	2.0%	2.1%	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。  
この文章は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (注) 1. 平成 21 年 3 月期に関しては、当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は表示しておりません。また、配当を行っていないため、連結純資産配当率は表示しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益を連結貸借対照表の自己資本（純資産合計から新株予約権及び少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る 1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首 1 株当たり連結純資産と期末 1 株当たり連結純資産の平均）で除した数値であります。

・ その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

前記「 . 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移」に記載のとおり、当社は第 1 種優先株式、第 2 種優先株式、第 4 種優先株式、第 7 種優先株式及び第 8 種優先株式を発行しておりますが、第 1 種優先株式、第 2 種優先株式及び第 4 種優先株式は取得請求が可能であります。かかる請求が行われた場合、当該優先株式の取得と引換えに当社普通株式が交付されます。平成 21 年 12 月 31 日現在発行している第 1 種優先株式、第 2 種優先株式及び第 4 種優先株式の全てがそれぞれ平成 21 年 12 月 31 日現在において有効な取得価額で取得された場合、かかる取得により交付される当社普通株式の総数は 162,967,960 株となります。これは、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数から自己株式を除いた数の 26.9%となる見込みです。

また、当社は、当社の取締役、執行役及び使用人ならびに当社の子会社等の取締役、監査役及び使用人に対して、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。なお、公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数から自己株式を除いた数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は 1.1%となる見込みです。

ストックオプションの状況（平成 21 年 12 月 31 日現在）

株主総会決議日	新株予約権の目的となる株式の数（残数）	行使時の払込金額	行使期間
平成 17 年 6 月 28 日	4,638,000 株	390 円	平成 19 年 6 月 29 日から平成 27 年 6 月 28 日まで
平成 18 年 6 月 28 日	192,000 株	591 円	平成 20 年 6 月 29 日から平成 28 年 6 月 28 日まで

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 21 年 3 月 13 日	10,000 百万円	32,063 百万円	29,410 百万円

(注) 第 7 種優先株式の第三者割当によるものです。

ご 注 意 : この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始値	687円	646円	208円	64円
高値	755円	654円	251円	299円
安値	389円	183円	37円	63円
終値	648円	210円	62円	186円
株価収益率	8.72倍	4.48倍		

- (注) 1. 株価はすべて株式会社東京証券取引所における株価であります。  
 2. 平成22年3月期の株価については、平成22年1月7日現在で表示しております。  
 3. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。平成21年3月期に関しては、当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、株主であるオリックス株式会社は、当該募集に関する引受契約の締結日から当該募集に係る受渡期日後180日間を経過するまでの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、および当社普通株式に転換可能もしくは交換可能な有価証券の譲渡、貸出し等を行わない旨合意しております。

また、当社は、ロックアップ期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、譲渡、当社普通株式に転換可能もしくは交換可能な有価証券もしくは当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行または譲渡等(ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資、株式分割による当社普通株式の発行、優先株式の取得請求権行使もしくはストックオプションの行使による当社普通株式の発行または譲渡等を除く。)を行わない旨合意しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。